

警察は本当に市民を守っているか

— 故津谷裕貴弁護士の会 —

ニュースレター No.5

Facebook [秋田から考える, 市民のくらしと警察](#)でクリック

【発行】故津谷裕貴弁護士の会
(代表) 弁護士: 吉岡和弘

【問合せ先】

(東京) 東京都千代田区麹町4-7 麹町パークサイドビル3階 リンク総合法律事務所 弁護士: 紀藤正樹

TEL 03-3515-6681 FAX 03-3515-6682

(秋田) 秋田県横手市大屋新町大平593-1

弁護士法人近江法律事務所 弁護士: 近江直人

TEL 0182-33-3238 FAX 0182-33-2753

控訴審結審・来年2月13日判決

2010年11月4日に自宅で殺害された弁護士津谷裕貴さん(当時55歳)の遺族が、秋田県(秋田県警)らを被告として提訴した国家賠償請求訴訟の控訴審(仙台高等裁判所秋田支部)は10月30日に結審し、判決は2019年2月13日に言い渡されます(当日の予定は、裏面に)。

津谷さんが殺害されてから8年、国賠訴訟を提起してから5年の歳月が経ちました。1審の秋田地裁は、理不尽極まりない理由で県警の責任を否定。遺族・弁護団は、「到底許されない不当判決」を覆すべく、最後まで全力を尽くします。

1審判決の誤り 見直しを確信

弁護団長 吉岡和弘(仙台弁護士会)

一審の秋田地裁判決は、「秋田県では凶悪事件の発生が少なく、日頃からの訓練や意識の涵養が十分でなかったことから2人の警官の不法行為は認められない。」などと理不尽極まりない判決を言い渡しました。高裁では、私たちは新たに6人の証人申請をしたほか、法医学者による再度の鑑定書や2人の民法学者の意見書を提出するなどの主張・立証をしました。

高裁裁判長は、第1回期日の席上、県側に対し「控訴理由書中、仮に警察の主張を前提にしたとしても……と主張している点に関心を持っている。被控訴人(県)は次回までこの点を反論されたい。」と促し、次の弁論準備手続では「裁判所は判決が書ける状況にあるが、さらに補充があれば次回までに提出せよ。」と述べたため、私たちは、秋田県警の弁解シナリオの虚偽性を暴く現場実験ビデオを提出し、第2回弁論(実質3回の審理)に臨んだところ、裁判所は私たちの証人申請を全て却下したうえ結審しました。しかし、高裁の審理は、必ずや一審判決の誤りを見直すものと確信できる内容のものでした。皆様には、引き続きご支援・ご協力をお願いするとともに高裁判決に注目して戴きたいところです。

控訴審判決はどうこたえるか

清水 勉(東京弁護士会)

一審でとんでもない、ひどい判決を出されてしまった。

刑事裁判でも国賠一審でも、裁判所は良子さんの目撃事実を判決文に一切書かなかった。刑事裁判では、警察=検察が争点から外し、国賠一審では、原告が最も重要な争点に挙げたにもかかわらず、裁判所が判断を避けた。

良子さんは真実を訴えているのか、空想を語っているのか。結論は、国賠一審の立証ですでに明らかになっている。弁護団はそう確信している。あとは裁判所が逃げないで認定するだけなのだ。高裁判決が真摯に分析検討した経過と結果を書くならば、良子さんは納得するに違いない。

一審は、現場警察官に過失なしとした。なぜ。現場の警察官らにはいろいろ落ち度があるが、過失があったとまでは言えない、凶悪事件が少ない秋田だから警察官がこの程度でも仕方ない、のだそうだ。秋田だから?判決にこんなことを書いていいのか。

「空白の時間」と「沈黙」

弁護団は、県警の主張や警察官の陳述書に書かれていない重大な事実気づいた。

1つは空白の時間。2人の警察官が県警の説明どおりの動きをしたとしても、説明できない空白の時間が7、80秒もできてしまう。これこそ、津谷弁護士が2人の警察官に掴まえられていた時間であり、津谷弁護士を危険に晒していた時間だ。

もう1つは沈黙。現場責任者の警部補(班長)はずっと無言だった。流動的な事件現場を仕切るべき班長が終始無言では、部下の巡查部長も津谷弁護士もどう動けばいいかわからない。

犯人はその沈黙に乗じて犯罪を遂行した。班長の無言こそが犯人を助けた。

極めつけは、近江弁護士が解説する(裏面)。

さて、高裁はどう裁くか?

真相を暴く再現実験！

近江直人（秋田弁護士会）



津谷弁護士の自宅で行った再現実験。中央は津谷弁護士（二男）、前後に警察官2名（弁護士）。津谷弁護士の背中側が台所の入口。

9月30日、弁護団は、プロ写真家とテレビカメラマンの協力を得て、現場（自宅）に来た警察官らが言うとおりの状況を写真撮影、映像化し、津谷弁護士が確実に助かったことを証明することにした。

津谷弁護士宅の廊下で津谷弁護士を拘束していた2人の警察官が、間違いに気づいて津谷弁護士の手を離す。警部補（班長）が「下がって」と言いながら津谷弁護士を後方に押し、後ろにいた巡査部長は警部補の指示を理解し、津谷弁護士をすぐ脇の台所に移動させ、津谷弁護士は台所内に入る。これに要する時間はわずか3秒。凶器を手を持った犯人は、まだ応接間（写真左手前）から飛び出して来ていない。津谷弁護士の前にいた警部補（写真右）が被害者の安全確保のため、ごく普通の指示をしていれば、津谷弁護士は死なずにすんだのだ。

次は、現場での空白の時間がさらに増えることの立証。警部補が自宅に入った直後に巡査部長が警察車両のエンジンを停止させた（＝通信指令室が現着時刻と判断した）のを原判決は見逃していた。警察車両がエンジンをかけたまま停止してから警部補が自宅内に入るまでの時間を再現した。15秒だった。3秒あれば救えた命。現場で警察官にさらに15秒の余裕が増えた。津谷弁護士は助けられた。

我々は、控訴審で新たにこの再現実験の鮮明な動画DVDと静止画像による報告書を証拠提出した。

これで逃げ道を塞がれた裁判所は、警察官の過失の問題を正面から判断せざるを得なくなった。

結審を迎えて

津谷 良子

警察官の証人に厳しい質問をしていた裁判長が、まさか私の目撃した事実をまったく無視する判決を書くとは思いませんでした。一審判決を聞きながら、私は控訴する決意をしていました。ただ、内心、大きな不安もありました。

裁判は、カンパをお寄せくださる多くの先生方と、100回以上秋田にお越しになり、熱心な議論、事件現場である我が家での検証、考え抜いた書面づくりをしてくださった実働の先生方によって支えられていました。その結果が一審判決でした。

「ここまでにしよう」。これまでの経済的時間的なご負担や、警察相手の裁判であることの難しさを考えると、そう言い出す先生が徐々に出て来ても仕方がないだろうと思いました。

…それが実際はまったく違いました。弁護団はごく短い間に一審のときより大きくなり、実働の先生方は判決を乗り越えるために新しい視点から意欲的に取り組んでくださいました。夫は、こういう先生方と一緒に仕事をしていただくと、羨ましく、また嬉しくなりました。頼もしい先生方と今度こそいい判決をいただきたいと思います。

【判決日の予定】2019年2月13日（水）
午後1時30分頃 傍聴券配布（秋田地裁地下1階）
午後2時 開廷・判決言渡し
★多くの皆様のご参加（傍聴）をお待ちしております。

判決言渡しの後に、裁判所1階にて、傍聴者の皆様向けに判決内容の解説も予定しておりますのでご参加ください。



©Hiroataka Tsuya

皆様の温かいご支援に心より御礼申し上げます。